（削る）

（削る）

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)　航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

(5)　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(6)　旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

(11)　保安管理体制の整備に関する事項

ハ　事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ　事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ　内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ　事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五　運航管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二十一条の十九の二　対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　対外旅客定期航路事業等の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十一条の十九の三　対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。